

日系人の強制立ち退き・収容に関する実態分析*

山 本 剛 郎**

I はじめに

われわれは、先に、約12万名の日系人が第2次世界大戦中、米国で被った強制立ち退き・収容に関する考察・分析を試みた¹⁾。そこにおいてわれわれは、戦後60年以上が経過しているいま、この問題を、取り上げる意義や理由はどこにあるのか、どういう土壌や背景のもと、どういうメカニズムが働いてそれは生じたのか、そして、あつてはならないこうした不幸を2度と生じさせないために、これまで何がなされ、また今後とも何をしなければならないのか、を論じたのであった²⁾。その際、強制立ち退きに至る政策上の具体的な経過や強制収容の実態については、紙幅の都合で割愛せざるを得なかった。そこで、以下、文献調査を通して知り得た「事実」、フィールド調査などで聞き得た体験談などをもとに強制立ち退き・収容の実態に迫りたい³⁾。

以下、3つの部分に分けて論じる。第1は、強制立ち退き・収容を導いた当局の政策に関するものであり、第2はそれらに対する日系人社会⁴⁾の動向や反応に関して、である。そして最後に、実際に立ち退き・収容を経験した人たちの行動の中

心に論を進め、場あたりの政策の積み重ねのなかで展開されたこれら一連のあつてはならない異常な出来事が、精神的・肉体的に如何に苦しい生活を長きに亘って多くの人に強いてきたかを記述・分析する。

II 米国政府・陸軍の強制立ち退き・収容に関わる諸政策

1. 立ち退き・収容そして再定住に関わる政策

日系人に対する立ち退き・収容そして再定住に関わる法令・布告・政策の要点を以下、時系列的に整理し、若干の補足をすることから始めよう⁵⁾。

①1942年2月19日 大統領行政命令9066号発令。軍事地域を指定し、その地域に居住する特定の住民(出自を辿れば日本人に行き着く人たち)を、地域外に立ち退かせる権限が軍に付与される。

②1942年3月2日 軍事地域の指定。ワシントン、オレゴン、カリフォルニアの海岸3州の約西半分とアリゾナ州の南半分を第1軍事地域に、上の4州の残りの地域を第2軍事地域に、それぞれ指定。状況に応じて、それらの地域から一定の人やグループを排除できる、とした。自主的立ち退

*キーワード：強制収容所、日系人（社会）、ライフヒストリー、帰米2世、JACL、フィールド調査

**関西学院大学社会学部教授

- 1) Yamamoto Takeo, Yamamoto Iwao, Yamakura Akihiro, "Some Thoughts on the Wartime Removal and Incarceration of People of Japanese Ancestry" in Kosaka, K. ed., *A Quest for Alternative Sociology*, Trans Pacific Press, 2008.
- 2) もっとも強調されたことは、日系人の強制収容・立ち退きを合憲とした1940年代になされた判決の法理論が今日も活きているということであった。例えば、1995年のAdarand判決は、連邦政府が業者に発注する事業の一定割合をマイノリティに発注するというアファーマティブ・アクション計画を違憲として退けたが、その根拠として、1940年代のコレマツ判決の「厳格な審査」原則が適用されたのである。
- 3) これらの全貌を語ることは不可能に近いのであくまでもその一端を述べるに留まるが。
- 4) 労働目的に渡米した日本人1世（在米日本人）、およびその子や孫である2世、3世（日系アメリカ人）等を総称して日系人と、また彼らが形成する社会を日系人社会と、それぞれ表記する。
- 5) 参考文献1)-4)を参照した。

きの開始。

③1942年3月24日、第1軍事地域居住者の夜間外出禁止（夜8時から朝6時まで自宅待機）、許可書なしに自宅から5マイル（8キロ）以上におよぶ通行の禁止、カメラ・受信機・送信機の所持禁止、の各命令が発令。

④1942年3月29日 自主的立ち退きの禁止。この日までに約1万人が自発的に第1軍事地域から立ち退き、内陸部に転居したが、これを以後、禁止とした。

⑤1942年4月7日 西部10州の知事らが日系人の立ち退き問題に関して会合を持つ。

⑥1942年5月8日 アリゾナ州ポストンに立ち退き者の第1団が到着。これは、これまでの自主的移動とは違い、軍の管理のもとで開始された最初の立ち退きであった。

⑦1942年6月5日 この日までに10の収容所 Relocation Centers が全国300の候補地より選定

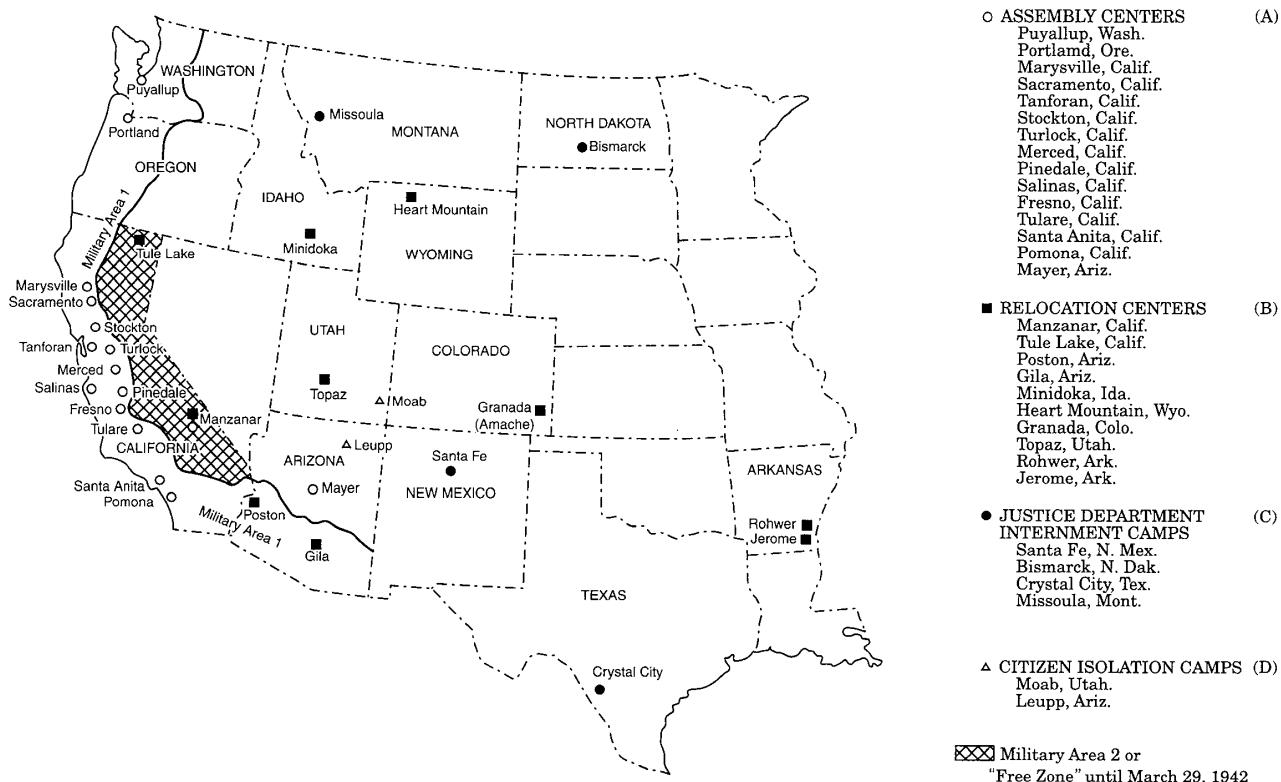
される。この10の収容所が建設されるまでの間、立ち退き者は急ごしらえの競馬場跡地などに一時的に収容された。これは、一般に仮収容所 Assembly Centers と言われた。なお、上のポストンは、仮の収容所としてではなく、当初から正規の本収容所として機能した⁶⁾。

⑧1942年6月7日 第1軍事地域からの日系人の強制立ち退き完了。しかし、仮収容所に連れて行かれた人は再度、収容所への移動を強いられることになる。

⑨1942年7月9日 カリフォルニア州第2軍事地域からの強制立ち退き開始。

⑩1942年7月20日 戦時転住局 (War Relocation Authority、以下 WRA と略称) より、被収容者に対する出所方針が公表、これが再定住計画の第一歩。

⑪1942年9月頃 農業労働のための季節的・一時的出所は5月下旬頃から始まっていたが、この頃になると、季節労働者への需要は急増。その大



(出所) Weglin, M. 1976 Years of infamy. Morrow: New York., p. 6

[出典] 日系人強制収容所新聞「トパーズ・タイムズ」別巻、11頁 ただし一部字句を追加・削除した。

図1 仮収容所、収容所および抑留所の所在地

6) 当局の公文書等では Relocation Center, Assembly Center という用語が使用されている。今回、当局の文献を利用したので地図ではこの用語をそのまま引用した。しかし、英文レジユメに記したようにこの用語より "interment" の方がより現実に近いと考えている。

部分はオレゴン、ユタ、アイダホ、モンタナの各州の砂糖大根栽培地からであった。

⑫1942年10月1日 一定の条件を満たす被収容者に外部居住を許可する、とする WRA の規則が発効⁷⁾。

⑬1942年10月6日 アーカンソー州に最後の収容所が開所。

⑭1942年10月30日 フレズノの仮収容所の人たちがポストンの収容所に転住し、これで被収容者の仮収容所から収容所への移動が完了。

⑮1943年1月4日 被収容者の再定住を促進させるための事務所がシカゴなどに設立。同年6月末までに42の現地事務所が開設。

⑯1943年1月28日 日系アメリカ人の特別戦闘部隊を作る計画を陸軍が発表。志願兵募集と併せて再定住のための出所許可手続きをおこなうため、17歳以上の1世、2世に忠誠登録審査（あるいは釈放許可申請）を行うことになる。

⑰1944年12月17日 日系人に対する立ち退き命令を全面的に撤回する旨の布告が出る。なお、その効力は1945年1月2日より発生。

若干のコメントをしておこう。仮収容所はあくまでも本収容所が建設されるまでの短期間の施設であった。このように二段構えにせざるを得なかったことは、立ち退き・収容政策の一貫性の無さの証左と言えよう。大統領行政命令9066号は、指定された軍事地域から各自が自発的に立ち退くことだけを命じたもので、立ち退き先のことについてまで考慮していなかった(①、②)。しかし、自発的な立ち退きに対し、受け入れ地が当局の想定に反して、受け入れ拒否を鮮明にするに及んで、当局は自主的立ち退きの禁止措置を取らざるを得なくなる(④、⑤)。ここにいたって当局による立ち退き先、つまり収容所の選定・建設が始まったわけである(⑦)。その間の当座のために、競馬場跡地などが仮の収容所として活用されることになる。ある者は一旦ここに連れてこられた後に本収容所へ、ある者は仮収容所を経ずに直

接、本収容所へ移動させられたのであった。なお、本収容所での管理・運営は、新たに設けられた大統領直属の WRA によってなされたが、それまでの立ち退きに伴う引率・管理や仮収容所内での管理・運営はすべて陸軍が担当した。

WRA の基本方針は、一旦収容はするものの、そこでアメリカ的なものを学ばせ、その生活に慣れさせたのち、西部以外の地に個別に分散させて再定住させることにあった。しかし、その前段階として、労働力不足を補う意味から、また、心ならずも大学中退を余儀なくされていた2世学生を救済する観点から、一方で収容先に多くの人を送っている早い段階から、他方で一時的な出所計画をスタートさせたのである(⑩、⑪、⑫)。もっとも、当局が指定した出所の条件に見合う人のみに限られてはいたが。再定住が本格化するのには、それを促進させるための業務を担う事務所を開設して以降である(⑮)。そのピークは忠誠登録審査であるが、これについては後述する(⑯)。なお、どういう経緯や大義のもとで立ち退き命令を撤回する(⑰)に至ったのかについては大いに関心を引くテーマではあるが、ここでは触れない。

2. 収容・抑留政策 — 収容・抑留された人たち⁸⁾

以上の人たちは、何の法的根拠もないままに、ただ出自を辿れば日本人というだけの理由で、市民権の有無に関わらず、強制立ち退き・収容されたのであった。より具体的に言えば、労働を目的に渡米し、米国法を遵守しつつ仕事に励んでいる多くの日本人1世やその子供である2世の人たちである(多くは図1(A)を経て(B)へ)。

これらのうち、後述する忠誠登録審査・徴兵制を巡って市民権を自ら放棄し、日本への送還を希望する2世がいた。それに伴って、彼らの法的地位は市民から敵性外国人に変更され、やがて収容所から司法省管轄の抑留所に移送されることになる。なかには強制送還された人もいる(図1(A)、(B)、場合によっては(D)を経て(C)へ)。

7) これにより、次の3種類の出所が認められることになる。①医学的理由による30日間の出所、②季節雇用等の労働グループの出所、③雇用、教育などの不定期間の出所等。なお、③については、国家の安全を危うくする証拠がないこと、自活能力のあることが必須の条件だった。参考文献 1)、143頁。

8) 天理大学国際文化学部、山倉明弘教授の示唆による。

他方、ある一定の理由のもとで逮捕・抑留された日本人1世もいる。ハワイや米国本土で日本人会・仏教会・日本語学校・柔道などの格闘技団体等々、日本とのつながりの濃い組織の責任者や役員を長年務め、同胞間に信望のある、いわゆる日系人社会のリーダー層がこれである。加えて、漁船に無線を積んでいる漁業関係者のなかにも日本軍への情報提供者の嫌疑をかけられ、逮捕された人は多い。彼らも、上述の軍やWRAによる収容ではなく、司法省管轄の抑留所に拘留された(図1(C)へ)。

彼らと同じ理由で、ペルーを中心としたラテンアメリカ諸国から米国に、強制的に連行・抑留された日系人も、数は多くはないが、いた。彼らは、米国に強制連行される際、旅券の携帯を許されなかったか、途中で没収されたか、いずれかのため、米国政府から不法移民の地位を余儀なく付与され、上の日本人1世と同じく、司法省移民局管轄の抑留所に監禁された(図1(C)へ)。

以下でわれわれが主に分析の対象とするのは、収容所(B)に送られた人たちである。

3. 忠誠登録審査

日系人の収容所での生活は2-3年間に及ぶ。多くの人は何の法的告発もなされず、また、告発される材料さえなかったのに、である。人種的偏見、政治的思惑、軍事的安全保障に対する脅威という妄想のために、であった⁹⁾。

時の経過とともに、日系人の不満は募って行く。不満の原因・中身は多様で、人権の無視に対して、兵役拒否に対して、市民を収容所に半ば無為の状態に閉じこめておくことの不条理さに対して、日常生活の不便・不都合・不健康さに対して、そしてそれらを総合した肉体的・精神的苦痛に対して等々、である。政府(WRA)による仮出所計画等の対応策は、しかし、こうした不満を解消する有効な方策とはなり得なかった。立ち退

き・強制収容の真っ直中の1942年6月のミッドウェー海戦での米軍の勝利で、日本軍の米国本土への攻撃の可能性が薄らぐにつれ、それでも日系人の収容・拘留を続けるのか、逆に終わらせるとすればどのような大義をつけて終わらせるのか、これが政府部内の議論のポイントとなる。国家の安全のため前者を説く軍と、後者に傾きつつもその明確な方法を見いだせない文民との摩擦には激しいものがあった。とりわけ、文民幹部は、一貫して、忠誠な日系人を収容所から釈放して平常の生活に戻すべきとの立場をとっていた。問題は、どのようにしてこれを実行に移すかであった。

そうしたなか、紆余曲折を経て、「市民は、祖先の如何にかかわらず、市民としての責任を果たす民主主義的権利を否定されてはならない」とする大統領の声明を得て、日系人を兵役に復帰させる政策決定がなされる¹⁰⁾。1943年1月のことであった。これに多少とも与って力があつたのは、1942年11月に後述の全米日系市民協会(Japanese American Citizens League。以下JACLと略称)によって採択された、日系人の徴兵再開を求める決議である¹¹⁾。陸軍省長官は語っている。この政策決定は「陸軍特別部隊を組織してほしいとの多くの日系市民からの熱心な要請を検討した結果である」と¹²⁾。JACLの機関誌「パシフィック・シティズン」はこれについて大要次のように解説している。「失われていた、国家防衛という特権に加わられることで、将来の展望は明るくなった」と¹³⁾。

日系人の兵役復帰の手順は、次の考えにしたがって進められた。「強制立ち退き・収容を強いておいて、通常の徴兵制を適用するのは公正とて言い難いので、志願兵を募集する、しかし、志願してきた者は誰でも採用というわけにはいかないので、「忠誠」という一定の歯止めをかける」がこれである¹⁴⁾。この考えに基づいて、米国に対する忠誠を測るモノサシのとして、いわゆる忠誠登録審査が採用されたのである。

9) 参考文献 1) の民間人戦時転住と抑留に関する委員会での結論によれば、強制立ち退き・収容は人種差別、戦時のヒステリー、リーダーシップの欠如、によるものである。

10) 参考文献 4)、234頁。

11) 参考文献 1)、148頁。

12) 参考文献 4)、233頁。

13) 参考文献 4)、230頁。

14) 参考文献 1)、150頁。

忠誠登録審査は、当初、陸軍が徴兵志願者の忠誠度を審査するために計画されたものであったが、これまでの仮出所計画よりも優れた出所・再定住の方法はないものかと頭を痛めていたWRAは、この忠誠登録審査を、若干の手直しのうえ、米国民でない1世をも含めた17歳以上のすべての日系人男女に対して実行しようと考えたのである。その手直しとは、忠誠登録審査を、1世や2世の女性にも適用するため、「徴兵」用ではなく、「釈放許可申請」用とし、彼らに2世男子の質問票と対をなす質問票を用意することであった。忠誠と判断され、収容所を出て再定住できる者と、不忠誠とみなされ、別の転住所へ隔離される者とを区別するためである¹⁵⁾。

異なる主体がそれぞれに異なる意図・目的を持って忠誠登録審査を行ったことは、テストを受ける側に大きな戸惑い・ショックを与えた。加えて二者択一的な忠誠登録審査の質問項目は、曖昧さを残したままのこれまでの考え方や生き方に変更を迫るものであった。質問はこうである。「あなたは、米国に対して無条件の忠誠を誓い、外国および国内からのいかなる、そしてあらゆる攻撃から合衆国を誠実に防衛しますか。加えて日本の天皇、あるいはいかなる外国政府、勢力、組織に対する忠誠、服従を誓って否定しますか」¹⁶⁾。2つの祖国を持ち、日米の架け橋の担い手とされ、大和民族としてのアイデンティティを持ちながら米国民として生きることを教えられ、それを実践してきた多くの2世——高い教育を受け、

強い米国志向を持つ後述のJACLメンバーを除く——にとって、二者択一のこの質問は返答に窮するものであった。他方、日本籍しか持たないが米国の法を遵守してきた1世にとって、日本籍を捨てるか否かを問うたこの質問には、答えようがなかった。無国籍者になってしまうからである。

数日後、ことの重大性に気づいたWRAは、1世に対する質問を大要次のように改めた。「あなたは、米国の法律を守り米国が推し進めている戦争努力に邪魔をする行為をしないと誓いますか」¹⁷⁾と。これらを巡って、侃々諤々の議論が各収容所でその後当分続くことになる¹⁸⁾。それは、小は家族・親族のいがみ合い・葛藤から大は収容所全体を巻き込む対立・暴動にまで発展する。それらは後述する通りである。

このように日系人社会の間に大きな混乱を引き起こしたという点で忠誠登録審査は、配慮を欠いたものであった。出来るだけ早く日系人の収容・拘留を解こうとする、日系人の側に立ったはずのWRAの計画やそのための忠誠質問が、そうでなくても冷たく・薄くなりつつあった家族や親族間関係の溝を深め、日系人社会の葛藤や緊張を大きくしたことは、皮肉なことであった。これは、WRAの日系人に対する認識不足・無知さ加減を露呈したものに他ならない。元はといえば、忠誠登録審査に至る前段階の徴兵復帰の政策決定さえも、これまでの政府・軍の無定見な政策の延長上にあったともいえる¹⁹⁾。強制立ち退き・収容・出所に対する取り組みの一貫性の無さに加えて、徴

15) 参考文献 1)、151頁、174頁。

次の者が「不忠誠」とみなされ、隔離センターに送られた。①日本への強制送還あるいは追放を申請し続けている者、②忠誠の質問に対する「No」回答者あるいは無回答者、③身上記録に否定的な記録が多いため、仮釈放許可がおりない者、④拘留キャンプ(図1の(C))にいる米国籍を持たない者、⑤隔離者の家族で留まることを選んだ者。他方、忠誠質問に「Yes」と答えた「忠誠者」の考えも、一様ではなく、複雑多岐にわたっていた。いまはその理由については触れない。なお、隔離センターとしてツールレイク収容所が指定され、1943年9月から「不忠誠者」の受け入れを開始。各収容所の「不忠誠者」はここに移送され、逆にツールレイク収容所の「忠誠者」は、戦場に赴くか、別の収容所に配置換えされるか、再定住のため収容所を出ることになる。参考文献 1)、151頁。

16) 参考文献 1)、152、153頁。

17) 参考文献 2)、63頁。

18) WRAの計算によると、77,957名が登録対象者で、このうち68,018名(87%)が忠誠の質問に「Yes」と答えた。残り9,939名のうち5,376名が忠誠の質問に「No」、残りの4,563名は「登録しなかった者」、「無回答の者」、「忠誠に条件を付けた者」であった。なお、2世男子に限れば、登録対象者21,061名のうち、16,435名(78%)が「Yes」、3,241名が「No」、残りは「登録拒否」、「無回答」、あるいは「条件を付けた者」であった。参考文献 1) 157頁、村川庸子『境界線上の市民権』13頁、お茶の水書房、2007年。

19) 1941年12月7日の時点でハワイ・本土に約5,000名の2世兵士がいた。その直後、徴兵局は日系人を兵役に就かせるかどうかの判断を地方の徴兵委員会に委ねた。その後、1942年6月、徴兵局は日系人を軍務に就かせないこ

兵制についてもファジーな、その場限りの政策決定が垣間見られたといえよう。

Ⅲ 強制立ち退き・収容に対する日系人の対応

1. JACL

成人に達した2世が米国市民としての権利や日系人の権利を主張するために結成した組織に、1929年設立のJACLがある。結成当初は大して影響力のない2世の親睦団体的存在と見られていたが、日本軍の真珠湾攻撃を契機に、それまで日系人社会をリードしてきた、日本人会・日本語学校・仏教会などの主だった組織の担い手が逮捕・拘留されるにおよんで、英語の出来る2世集団が1世に代わって矢面に立つことになる。JACLが脚光を浴び、その存在感を増していくのは時間の問題であった。

JACLメンバーやそのリーダーは、世代的にはやや年長、高学歴、都市居住者、弁護士・歯医者などの専門職従事者を特徴とし、米国人であるとの帰属意識を強く持ち、国家への忠誠・貢献をモットーに、いわゆる米化志向・中流志向・主流化志向を持つ、いわばエリート層であった。

初期の段階から米国の防衛は自分たち米国市民の義務と考えていたJACLは、日米開戦直後、会長名で大統領宛に国家の方針を全面的に支持する旨の決意表明を行っている。1942年2-3月にかけて2世も含めた日系社会全員の強制立ち退きは不可避、とのうわさが巷間伝えられ始めると、JACL幹部は立ち退き政策への協力を表明する。「立ち退き政策が軍事的必要性和国家の安全のためならば、われわれは全面的にこれに同意する」、「いったん排除命令が出れば、全面的に協力する。忠誠心があれば政府の命令に従うのは当然である」などはそうした決意の一端である²⁰⁾。最終的には、日系人のみを立ち退きの対象にすることの差別性には反対をしつつも、また、市民を不当収容することの違憲性を問題提起しつつも、当

局の決めることには従わざるを得ないと判断したのであった。政府に協力すれば、いずれは政府もJACL、ひいては日系人社会に協力してくれるであろうとする、将来を見据えた長期的視野に立った判断が優先されたからである。JACLは、その後、ずっと政府当局との良好な関係を維持し、収容所内においてもWRAの管理・運営に協力を惜しまなかった。

さて、収容所での生活が始まるにつれ、日系人の不満や反撥・葛藤は日ごとに質・量ともに大きくなる。それらは、当然のことながら、収容所での生活全般を取り仕切るWRAに向けられる。不満や反撥の最大のもは、収容所内の日々の生活条件に関するものであった。例えば、住居・食事が粗末である、収容所のスタッフが食糧を盗んで売りさばいているとの疑惑や風評が絶えない、賃金や衣料手当の支給が遅れる、年配者にとって仕事の口がない、生活必需品(家庭用品)は到着次第配布するといいながら届く気配がない、教育やリクリエーションに必要な用具の不足が常態化している、等々である²¹⁾。こうした生活上の不満・不安・イライラ等が、単調な生活からくる無力感・倦怠感・体調の変調、ときには緊張や暴力沙汰を産み出し、こうした悪循環をもたらす元凶であるWRAに対する不満・憤懣・敵意が増幅されていく。そしてそれが、WRAとの協力関係にあるJACLへの敵意・対立・葛藤・暴力行為に転化していくことは目に見えていた。

2. JACLと緊張関係にある人々

つぎにJACL以外の他の日系社会の人たちについて述べよう。大きくは、①JACLメンバーの親世代である1世、②アメリカ生まれだが、幼年・青年期に日本で教育を受けたのち帰国したいいわゆる帰米2世と言われる人、そして、③日系企業内で活動している・そこでしか活動の場がない・あるいはまだ若く大学等に在学する2世、の3つの主体(グループ)が認められる。

②の帰米2世から始めよう。彼らはさらに2グ

とを決定する。他方、陸軍の幹部は日系人を軍隊で活用することに賛成する等々、日系人徴兵に対する見解や方向性は定まっておらず、コロコロ変化している印象は否めない。参考文献 1) 147-148頁。

20) 山倉明弘「国家非常時における米国日系社会の生き残り戦略」、74, 77, 78頁、アメリカス第8号、2003年。

21) 参考文献 1)、135頁。

グループに区別される²²⁾。第1は、1920代末から1930年代に帰米した人たちで、彼らは、自由主義や急進主義の政治思想の波が日本国内に拡がりつつあった、そういう時期に勉学に励み、その思想に感化・影響を受けて育ったグループである。彼らを帰米(1)グループと呼んでおく。後述するカール・ヨネダ、カール・アキヤ・イチローはこのグループの人たちである。二人は、社会主義系の新聞『同胞』に関わり、日系企業で働く労働者のために奔走するのであった。第二次世界大戦が始まると、彼らは当然のことながら、日本軍国主義打倒、米国民民主主義支持を鮮明にした。収容所では民主化闘争を行い、両名とも志願兵にも応募している。この点では、JACLと同じ考えに立つ。

第2の帰米グループは、第1の帰米よりも年齢的に若く、1930年代に成人し、同年代末から1940年にかけて帰米した人たちである。日本国民を戦争支持に導く神道的・国家主義的考え方がはびこっていた時期に教育を受けた若い彼らが、忠君愛国的考え方を受け入れていくのは当然の成り行きであった。親日的な彼らはJACLとも第1の帰米グループとも対立した。彼らを帰米(2)グループと呼んでおく。次項に要約した暴動は、こうした潜在的な対立にチョットしたキッカケが加わって生じたものである。

このように一括して帰米2世と呼ばれながらも、その内には互いにいがみ合った異質な2グループがあったことに留意しておこう。

次に①の1世について言えば、彼らは、どちらかと言えば、帰米(2)グループと考え方の近い人である。とりわけ、リーダー層はそうである。この両者は互いに近い関係にあったと言えるが、その分、JACLとの対立が目立った。

③の日系企業で働いたり、まだ在学中の学生から成る、残りの大多数の2世について言えば、立

ち退き命令や夜間外出禁止令に故意に違反して逮捕され、これらを巡る問題が憲法違反か合憲かを裁判に訴える正義感に燃える2世もいたが、大部分は、上の帰米(2)グループや1世と、JACLメンバーとの争いに巻き込まれる、おとなしい被害者でもあったと言えよう。

以上、忠誠や米化を旨とする考え方の延長線上に強制収容を位置づける、JACLの視点に立てば、所内での生活は、いわば米化を実践する場であり、民主主義を学ぶ場であった。他方、その反対の極に、若い帰米(2)グループや1世のリーダー層がおり、彼らにとって所内での生活は、反米闘争の場であり、日本的なもの・日本文化を実践する場であった、少なくとも、そういう考え方が生活の基底に流れていた。多くの2世は、状況に応じて揺れ動きながら、この2つの間に位置していた、と言えよう。

3. 収容所内での暴動・争乱・騒擾の一例

上で触れた日系社会内部(JACL・帰米(1)グループ対帰米(2)グループ・1世)の意見の相違・対立・抗争のうち、とくに激しかったとされるマンザナル収容所²³⁾での事例を報告する。対立抗争は潜在的に日常化していたこと、しかも、それは何らかのキッカケで常に顕在化する状況にあったこと、つまり一触即発という異常・異様な中での生活を多くの住民は強いられていたこと、その底流にWRAに対する不満・WRAの対応のまずさがあったことはいうまでもない。

1) マンザナル強制収容所日記に見る日常生活の異常性

(1) 市民連盟²⁴⁾

JACLの幹部たちは、収容所内にJACLの支部を作ることを目指していたが、それが無理だと分

22) ユージ・イチオカ「『第二世問題』1902年-1924」、同志社大学人文科学研究所編『北米日本人キリスト教運動史』773-4頁、PMC出版、1991年。

23) マンザナル収容所が激しかったとはいうものの、他の収容所でもかなり頻繁に騒動等が起こっている。その一例は次の通り。1942. 11. 14. ヒラリヴァー収容所で、被収容者同士の争いで逮捕者が出たことをめぐって双方による抗議デモが発生/1942. 11. 18. ポストン収容所で被収容者が別の被収容者を襲撃したという理由で逮捕されたことがキッカケで騒動が発生。ゼネストにまで発展/1943. 4. 11. トパーズ収容所で被収容者が衛兵に射殺されたことを巡って、混乱/1943. 10. 15. ツーレイク収容所でトラック事故を巡って農場でストが発生/これらの多くは、JACLと反JACLとの対立に起因している。

24) カール・ヨネダ『マンザナル強制収容所日記』150-172頁、PMC出版、1988年

かると、次善の策として日系人市民権擁護、枢軸国打倒支持を目的とする市民連盟を、左翼の人(上述の婦米(1)グループ)を含めて結成した。以後、大会を開くたびに、後述する黒龍会など婦米(2)を中心とするグループからさまざまな嫌がらせ・妨害にあう。大会会場の電線が切断される、威嚇やヤジ等の婦米(2)グループの言動に出席者が怖じ気づく、等々はその一例である。もっとも、1942年8月6日開催の大会から判断する限り、必ずしも、両グループに対する支持勢力に大きな差があるとは考えにくい。300余名が出席した当日、市民連盟の憲法(規約)を巡る議論で、婦米(2)グループはこれに反対を表明、投票の結果、賛成120、反対114の僅差で可決されているからである。親婦米(2)ではないにしても、反JACLに近い人もかなりいることが読み取れ、複雑な人間模様を垣間見ることができる。

(2) 婦米大会²⁵⁾

300名の出席のもとで1942年8月8日に開催された婦米大会の発言内容を以下に記すが、それは、婦米グループの2派の意見が如何に異質なものであるかを、そして、その意見の相違は、狭く閉じられた収容所内での生活であるが故に、単に2派だけの対立に終わるものではなく、多くの他の人を巻き込むことになっていくことに、留意しておきたいからである。戦々恐々とした日々明け暮れている状況が伝わってくる。

「病人の扱いが悪い。学校がない、食事・住宅・賃金・自治制すべて悪い」、「われわれ婦米(2)は罪人扱いされている。不満だらけだ」、「自分には大和魂がある。日本のために捧げる」、「市民連盟は1部の2世(JACLを指す)の利益のためで、1世や婦米(2)を除外している」、「婦米(2)が米国に忠誠を尽くせないのは差別待遇されているからだ。婦米(1)は収容所内の日々の様子を政府に送る密告者だ」。

上のような発言に対し、婦米(1)のヨネダは次のように反論した。「このような会を持つことは米国社会の対日本人世論を悪化させるのみだ。

将来を考えて慎重な態度をとろう(ヤジ多数)」。終了後、彼は婦米(2)によって襲撃を受けそうになったが、警察に守られて帰宅。婦米(2)による婦米(1)への暴行事件などはその後も、半ば日常化していた。

(3) 黒龍会²⁶⁾

親日、反米に立ち、婦米(2)グループを中心とするこの組織は、黒地に頭蓋骨と2つの骨を白く塗った旗を立て、演説やビラを通して、米国に悪態をつき、住民を日常的に扇動している。時には、人心を惑わせ、所内生活全般の攪乱をねらって「日本はアラスカを攻撃中」、「ミッドウエイ海戦の米国勝利はウソ」(6/7)、「日本にはここよりも自由と民主主義がある」(6/14)などとデマを流し、またある時には「(農業労働で)アイダホに行くな。会社は賃金を払わない」(6/7)、「(戦争に必須の防空網製作のため)カモフラージュネットで働くのは国賊」(6/14)などと収容所外労働に励もうとする人に圧力をかけたりした。

閉じられた収容所にいる人がこれらを通して、有形無形に、直接間接に、行動の制約を受けたことは想像に難くない。

2) マンザナール暴動

以下は、カール・ヨネダの妻エレインによるマンザナール暴動に関する日記の一節である²⁷⁾。婦米(1)と婦米(2)の対立の深さが読み取れよう。

- ①ソルトレーキシティで開催されたJACLの会議——この会議は日系人の徴兵制を決議するために開かれた——から帰ってきたAが、1942年12月5日、男に襲われ入院。嫌疑者の一人として反米派の婦米(2)のBが検挙され、収容所外の拘留所へ連行された。
- ②翌6日、婦米(2)グループはリーダーCを中心に集会を開き、多数の群衆を引き連れ、所長に面談。Bを即時、収容所に連れ戻すことを迫り、成功。やがて、群衆はさらに

25) カール・ヨネダ、同前書、163-164頁

26) カール・ヨネダ、同前書、122-129頁。カッコ内の数字は日記の日付、1942年6月7日、14日をそれぞれ示す。

27) カール・ヨネダ、同前書に収録の「エレインの日記」より。237-246頁、250-263頁

膨れあがり、今度はBの釈放を要求。続けて軍歌を歌い、真珠湾攻撃万歳を叫び、米国旗を引き下ろすなど行動は激化の一途をたどる。

- ③やがてCが日本語で演説。「ヨネダらが米軍に志願したことを阻止出来なかったことは残念だ、代わりに彼の息子やJACLの犬をやっつける、ブロック・リーダー会議²⁸⁾を乗っ取って、われわれの要求を政府に押しつける」と。
- ④ヨネダの妻エレインは身の危険を感じ、警察に保護を求めるがラチがあかず、仕方なく自分の部屋に留まる。周りの人は「ヨネダと付き合うな、親しくしていると命がないぞ」等の脅しに遭っている、という。
- ⑤当日、夜9時30分頃、キッチン4の食事鐘がジャンジャン鳴る。「帰米(2)グループがBの釈放を求めて警察に押しかけ、もみ合いの末MPが発砲、1名が死亡、10名が負傷、直ちに戒厳令が敷かれた」との知らせとともに、「ストライキだ」の声も聞こえる。近所のDは「もう来れない」と言いに来た。情報源であったDが来られなくなるのは困ったことだが、「エレインと付き合うと命が危ないぞ」と帰米(2)に脅されているから、仕方のないことだ。戸を堅く閉める。怪しげな人が「ここがヨネダの家だ」と指さしている気配がする。
- ⑥日記はなおも克明に続くが、このあたりで打ち切る。戒厳令が引かれた後、陸軍が収容所を一時管理し、約2週間後の同月19日、収束。

ここで確認しておきたいことは、JACL・親米派と親日派との対立の異様さ・恐ろしさである。こうした緊張した不安定な生活が日常茶飯事化していることの中に、われわれは、状況の異常さを感じざるを得ない。これら2組の間に位置する

多くの人たちは、時には各自の意思にもとづいて、時には状況に流されて、行動していたといえよう。それが生活の知恵というものであろうか。

IV 若干の事例報告

以下、これまでよりももう少し具体的に、そして身近な存在として強制立ち退き・収容の異常さ・不条理さを考えてみたい。まず第1に取り上げる人たちは、安孫子久太郎が提唱し、多くの賛同を得て、1906-1919年にかけて人為的・計画的に建設された、唯一の日系人農業コミュニティ²⁹⁾ — Yamato colony, Cortez colony, Cressey colony — の居住者たちである。その理由は、安孫子久太郎³⁰⁾という名は、知らない人がいないくらい、直接・間接に多くの日系人が関わりも持っている名前であり、これら3つのコミュニティは、日系人にとってシンボリックココロの故郷である、と言っても過言ではない、と思うからである。さらに言えば、強制収容に先だち、自分たちの農地の管理法をしかるべく団体に委託しておいたので、ほとんどの人が強制収容解除後、ここに帰還することができたが、これなどもこの人たちが他地域の人たちと異なる大きな特徴と思うからである。長年育み培って来た生活の共同がイザというときにモノを言った好例といえよう。居住者の多くは、マセード Merced 仮収容所へ、次いでアマチ Amache 収容所に行った。ここでは収容に至るプロセスに焦点をあてるので、強制立ち退きに加えて自発的立ち退きや、戦争前に転出せざるを得なかったケースをも併せて取り上げ、多様な生き方を学ぶことにしよう。

第2は、ポストン Poston 収容所に居住していた2ケースのライフヒストリーを紹介する。懇意にしている知人から詳しいライフヒストリーを聞くことが出来たからであるが、加えて、1ケース

28) 各ブロックの住民の選挙で選ばれた参事員(会)についてはトパーズ収容所の項参照。

29) これまで日系人社会、あるいは日系社会という風に「社会」という用語を使ってきたが、安孫子の提唱した3つのcolonyの記述の際には慣例的に農業「コミュニティ」と表記する。

30) 安孫子久太郎は、1865年新潟県生まれ、1885年苦学生として渡米、福音会で活躍し、やがて実業家として成功する。彼の事業の進め方にはキリスト教の教えが色濃く反映している。労働請負業者として財をなし、銀行(日米銀行)を興し、新聞社(日米新聞)を買収し、土地購入のための会社(米國殖産会社)をつくり、これら企業・銀行・新聞社を有機的に活用して日系人の農業コミュニティを作ったのである。

山本剛郎『都市コミュニティとエスニシティ』179-180頁、ミネルヴァ書房、1997年。

のインフォーマントのオジが上述の帰米（1）の
カール・ヨネダであることが、話しの途中で判明
したからでもある。

ここでは、子供の目から見た親の苦しみ、忠誠
登録審査を巡って展開された家族間・親族間の葛
藤の一端を紹介する。そうした深い心の傷を背
負って生きるたくましさを、そして、苦しみのな
かに前向きに生きる姿を読み取りたい。

第3は、トパーズ Topaz 収容所を事例に、収
容所での日常生活の様子を、その居住空間・生活
上の諸々の組織・所内で発行された新聞を通し
て、考える。ここを取り上げるのは、ここにおい
て関西学院出身の、帰米（1）グループのカール
・アキヤ・イチロー（秋谷一郎）が活躍をしてい
たからである。学院での学びや体験が収容所での
活躍ぶりと如何に関わっているのか、考えてみた
い。

1. アマチ Amache へ収容された人たちの動向³¹⁾

ここでは、これまであまり論ぜられたことのない、強制立ち退きに対する community あげでの
取り組みと、2例のライフヒストリーを取り上げる。

1) 立ち退きに向けての community の取り組み

(1) 立ち退くまでの経過 Yamato colony を中 心に

1941年12月7日：当時の状況

2世は学校で、日米のどちらの側に味方する
のかと尋ねられる。／当時、Yamato colony
には59世帯が、Cressey には39世帯、Cortez
には50世帯前後が居住していた。前二者は同
じ教会・同じ高校に通うなど日常生活上深い
つながりを持っていた。／禁酒法が解かれて
以後、1930年代中頃から経済、家計は潤い、
電化が進み、大学生の大部分は、schoolboy
として働きながらではなく、大学の寄宿舎に
入るなど、困窮の時代は終わっていた。親た
ちの開拓者精神のもとでの努力が実り、豊か
な生活の兆しが見えはじめ、「さあこれから

が楽しみだ」というまさにその時に真珠湾攻
撃のニュースが飛び込んで来たのである。

1942年1月5日：機械類の提出命令

敵性外国人（1世）にラジオ、受信機などの
提出が命じられる。

1942年1月20日：組織化の動き

年長の2世に組織化の動きが見られ、はじめ
て公式の会合をもち、今後の対応策などを検
討する。英語の不自由な1世のために、諸々
の登録作業を手伝う。／サンフランシスコ
（以下、SFと略称）のJAACLと連絡を取り、
情報を集めるも大したものはいずれも得られず。／ごく最近組織されたばかりのフレズノの忠誠連
盟ともコンタクトをとり、あれこれと質問を
発するが、得られるものは少なかった。この
ころ、各種の情報が飛び交い、どれが信頼で
きる情報なのかの判断はつかず、疑心暗鬼が
募るのみ。

1942年3月2日：立ち入り禁止地域が設定

少数の日系人は内陸部へ自主的に移動を開始
するも、Yamato colony 周辺は立ち退き区域
外だったので、立ち退く家は皆無に近い。／
逆に、地域外居住の親戚や学生が地区内に
戻って来、colony の人口は増える。／しかし立ち退きという可能性も残っていたので、
Hを会長とする農業委員会を発足させた。3
月9日、彼らはCortezの代表者と会う。そ
こで話し合ったことは、共同で地域外に農場
を借り受ける、ということだった。Hは適当
な農場の視察に行き、まさかの時の準備を整
える。／2-3月にかけての住民の日課はも
のを燃やし、その灰を埋めることだった。燃
やすのは忍びず、後のために土中に隠し埋め
た品物もある。／3月の終わりになって、立
ち退きは不可避となった。Cressey、Yamato、
Cortezの役員は、3者の中間点である
CresseyのN家で会合をもち、最終的に農場
を合同で信託統治にすることを決定。農場は
借受人が個別に経営、それに要する経費は農

31) 以下の文献をもとに記述した。

Matsumoto, V.J. "Farming the Home Place" PP 17-86, Cornell Univ. Press, 1993

Noda, K, "Yamato Colony" Livingston-Merced JAACL Chapter, 1981

山本剛郎「日系アメリカ人コミュニティの形成・展開過程」91-95頁、関西学院大学社会学部紀要99号、2005

場主（日系人）が負担、得た利益は農場主の銀行に払い込まれる仕組み。／農地以外の家や持ち物は、安く買ったたかれ、物取りも横行した。

1942年3月30日：日時は未定ながら立ち退き命令が下る。／医師が全員に種痘やチフスの予防接種をした。たびたび教会で「さよなら」集会が開かれた。

1942年5月7日：今月13日までに立ち退くようにとの最終の立ち退き命令が出る。／ALL (American Loyalty League of Livingston) のスポークスマンが Livingston chronicle 紙（地元紙）に協力要請文を寄稿。その要旨は以下の通り：①軍事上必要とあらば、政府の命令に従う、②わが community の住民は100%クリスチャンだ、③95%が土地を所有しており、今回、その経営を共同で人に託すことにした、④戦争が終わったあと、ここに戻れるように配慮願いたい、⑤住民全員が同じ収容所で住めるようにしてほしい。

1942年5月13日：Merced 仮収容所へ

ここは、11日間で建てられたもので、そこに4500人が収用された。

(2) 追憶

「最後の晩は、これまでの汗の結晶である家財道具など何もない部屋で寝た」。こうした状況を、1世は35年前に戻った感じと述懐し、富裕な生活に慣れている2世は最も惨めで不幸なことで表現した。

「収容所では基本的ニーズを満たすことさえ困難だった。共同利用のトイレ・バス、大食堂での食事の生活は慣れるのに努力が必要。囚人の生活のような記憶が残っている」。

「数千人と暮らすなかで、かつての地域との繋がりが徐々に断ち切れて行くことを感じた」。つまり、コープ、教会、若者組織が community 生活の中核だったが、多くの見知らぬ人との共同生活を強いられるなかで、かつてのつながりが薄められ、従来の community の枠を越えた生活がなされはじめたとの感想を漏らす人は多い。ここで

3ヶ月以上過ごし、慣れはじめたかと思った途端、8月31日から Amache 収容所への移動が始まった。

「Amache に来て1年以内に大学・軍隊・仕事の関係で多くは転住した。それとともにかつての community の枠はとれ、community 中心の活動や組織は、徐々に消滅して寂しく思った。最後に残ったのは1世と高校生までの2世」。

この人は農地を信託会社に預けていたので、他地域で多く見られたような、家や農地を強制収容中に取られてしまうことはなかった。もっとも、帰還については苦勞が多く、暴力沙汰に巻き込まれた人は多い。60年以上が経過したいま、Yamato colony 周辺では当時とは異なる地域問題が発生している。後継者不足・若者の流出に因る農業の危機が、これである。

2) ライフヒストリー

Yamato colony にゆかりのある2人のライフヒストリーを通して、強制立ち退き・収容前の生活状況を見、往時の異様な苦勞の一端を再現しよう。

(1) F³²⁾

① F は、1914年12月7日、新潟県出身の両親の長男として Yamato colony に生まれた。父は、1907年から1915年まで少なくとも8年間農業労働者・小作人として Yamato colony 内の同胞日系人の農場で働く。その後、40エーカーの土地を colony 内に買い求める。

② ローンで買い求めた農地の借金を残したまま、1922年、父は、母と7才以下を頭に4人の子供を残して死亡。以後、6年間、イチゴ、にんじん、プラム、ブドウ、アプリコットの栽培に母は精を出す。長男である幼い F は水くみと弟の世話を日課とし、産婆の資格を持つ母は、死にもの狂いになって農作業に取り組むも、借金は減らず、ついに土地を手放すことになる。1913-1929年に Yamato colony で生まれた子供のほとんどは彼女によって取り上げられた、という。しかし、産婆という資格・特技はあっても女手ひとつで

32) F さんとの面談および F さんの履歴メモによる。

未開墾地を維持・経営することは子どもの眼から見ても不可能なことに思われた。

- ③方々から救いの手はあったであろうが、子供の自分にはそれらについて知る由もなかった。そうしたなか、1929年、安孫子久太郎からSFに来るようにとの連絡があった。当時を振り返って、同郷のよしみであったのであろうと、Fは思う。久太郎の妻 Yona が、母のために夫を、幼いわれわれ子供のために継父を見つけてくれたのである。それは、子供たちが孤児院に入らず、共に住めるようにとの計らいでもあった、うれしいことだった。SFでは、パートの仕事を獲得などして、慎ましいが安定した生活が徐々に得られはじめる。4人の子供はYMCAに入会し、そこに生活の場を見いだすのであった。そして、子供たちはここでの活動を通してそれぞれの生き方を学び取って行く。とりわけ、Fの人生はここで方向づけられた、といっても過言ではない。
- ④Fは1年間、安孫子家に school boy として居候をする。出生と同時に生母と死別し、亡母の実家で育てられ、数々の苦勞のなかで今日を築いた久太郎の生きざまに、自分をダブらせることがあったかどうか知る由もないが、久太郎の生き方はFにとって大きな励みとなったことは間違いなからう。地元のハイスクールを卒業後、末弟がハイスクールを卒業するまでの間、日系企業で働く。その後、SF city college を経て、1941年、UC Berkeley でBAを取得。social work の大学院に行く計画をたてていたが、当時、専門職の道は2世に開かれていないに等しかったので、YMCAの職についたらどうかとの dean の勧めもあり、そこに就職。
- ⑥戦争になり、1942年4月28日、タンフォーラン Tanforan 仮収容所へ。ここでは、YMCA のヴォランティアの人たちと、子供や被収容者のためのレクリエーション・スポーツ・趣味の活動を、あり合わせの道具を使って、軌道に乗せた。加えて、落とし物の情報や苦情

相談のためのブースを開設したりするなど、これまでの経験や大学で学んだことを活かす努力をした。いま、初めて社会にご恩返しをするときが来た、と。

- ⑦1942年9月9日、ヴォランティアの先発隊として収容所設営の手伝いのため、トパーズ Topaz 収容所（後述）へ。そこでも、10-12人の若者を組織し、未完成の病院建設に力を貸す。その後、social work の部門を立ち上げたり、また、12月のクリスマスに向けて先頭に立って基金集めに奔走したりした。1943年1月10日、トパーズを去り、Springfield college に行き、教育学修士を修め、以後YMCAで専門職としての地位を得、終生、そこで、全力投球をしてきた。退職したいま、全米日系人博物館 Japanese American National Museum でヴォランティア活動をしている。

昔、受けた恩に感謝しつつ、それを行動で示し続けている人である。逆境に負けず、自分の道を切り拓いていった精神力には目を見張るものがある。境遇が人をつくった典型的な例といえようか。

(2) U³³⁾

①両親

父は、1897年、18才の時、オジの呼び寄せでSFに来る。農業に従事するためである。13年後、同県人の妻と写真結婚。父は頑固で不器用な人。エピソード風に言えば、こうである。長年の苦勞や努力の甲斐が実って、子供に恵まれ、経済的にも困らない生活が続けるにつけ、父は、毎日にハリの無さ、何かしら物足り無さを感じてくる。そんなある時、父は農業の勧めを説く安孫子久太郎の土着永住的な考え方に会おう。安孫子は、排日運動の一端は、一攫千金や錦衣帰郷という出稼ぎ的・腰掛け的な考え方や行動様式に帰因すると考え、これを止め、土着永住による農業コミュニティの建設を提唱していた。そうすることが、排日運動の緩和につながり、ひいては米国社会に貢献しうる近道だと考えていたからである。こうし

33) Uさんとの面談や手紙のやりとりおよびUさんの書かれたライフヒストリーによる。

て新規の農業開拓に使命を見いだそうとする安孫子の考えや行動に、父は魅せられ、心は晴れた。吹っ切れた気持ちで、父は、それまで住んでいた Salinas — そこでは sugar beet の経営を行っており、U が生まれる前だが、写真から判断して裕福だった — から Yamato colony への移住を決意したのである。それは、物質的な豊かさに代わる精神的な豊かさを求めてのことであった。しかし、それは、これまでの裕福な生活からその後のきつい・しんどいそして財政的に苦しい日々の始まりを暗示するものでもあった。これは、父の持つ頑固な一途さと、信仰に生きた母との二人三脚のなせる業であった。

1889年生まれ之母は、当時としては教育を受けた人。9人兄弟の長子として、カイコの事業を営む父を助け、主に会計・簿記の仕事をしていた。ある年、桑の葉が育たず、父は事業に失敗、それがキッカケで家計を助けるべく結婚を決意した。父の影響か、自分の判断なのかは不明だが、後者ではないかとUは考える。母は、1910年6月、21才のときSFに来る。それまでに父の写真を見てはいたが、この時はじめて本物の父と会う。以後、頑張屋之母は、1956年、67才のときに日本へ行くまでずっとアメリカで、男性に混じって黙々と働き続けた。

母の人生は自己修練の場であり、自己犠牲の連続であった、とUには思われる。世俗的な楽しみをもたず、物質的にはとくに恵まれていたわけではなかったが、心は豊かで、智慧に富んでいた。母は信念の人、信仰に生きた人だった。母は勇気と希望を常に持っていた。小難しい人生哲学を語るわけではなかったが、母から学ぶことは多かった。Uによれば、「相手から得るとか学ぶとかは、こちら側にそういうところや意思を持ち合わせているかどうかだ」という。こうした母のもとで育った6人の子供は自然に自立心が芽生えていった。母は信仰心、義務感、忠誠、忍耐という種を子供に植え付けたが、それらは彼女が畑で植えたどの作物よりもよく育った。

②本人U

Uは、こうして両親がYamato colonyに移った1921年に生まれた。エピソード風に言えばこんなことがあった。Uは幼い頃、病弱だった。母は、

牧場を経営している小学校の担任の先生に新鮮なミルクを彼女のために持ってきてくれるように依頼、その教師は快諾してくれた。普通の人には真似の出来ない、一見向こう見ずに見える、しかし計算された芯の強さが母にはあった。それに応えてくれた先生の善意にも感謝している。その先生は、その後、Uに教師になることを勧めるなど、何かと影響を与えた一人である。

ときが経ち、長じてやがて地元の高校を経てUは、短大に行く。通えない距離ではなかったが下宿をしていた。手伝いなどのこともあり、週末にはバスでよく帰ったものだった。この時期に読んだ経済学や哲学が、後の人生に、とりわけ、L市の市議員や市長をした時に役立った。それは、人は如何にして意味のある、満足のできる生活を営むことが出来るかについて、述べたものであり、人生にとって何が大切かを考えさせてくれた。蛇足ながら言い添えれば、物質的な豊かさではなく、精神主義の大切さを学んだのであった。こうして、Uは青年期に読書の楽しさ・重要性を体得したのである。

③自主退去する前のこと

短大を終えた後、Uはサンホセのstate collegeに通っていた。1942年3月26日、木曜日、大学のfinal試験を受け、その後、アルバイト先の仕事場に向かう。そこで一本の電話を受け取る、両親からである。すぐ帰って来い、と。当時、長兄はサクラメントに、次姉は結婚してワシントンにいた。母は近くにいる次兄、弟、そしてUを家に戻したのであった。母は尋ねた。

長姉の夫の弟が来ないかと誘ってくれているコロラドにひとまず行って、苦しいながらも自由な生活をするか、収容所で囲われの身ながら最低限の保証がある生活に身を任せるか、どちらを選択するか、の相談であった。すべてを自己責任でおこなわねばならない異郷の地での生活であれ、宿・食事・職をある程度確保された収容所なのかでの生活であれ、いずれであっても、肉体的・精神的苦痛、プライバシーの剥奪、財産など所有物の損失、市民的自由や諸々の権利の侵害、人間的尊厳の損失などを伴うであろう。しかし、それらを被る程度は前者の方が少なく済むのではないか、これが一致した意見であった。こうして自主

的に立ち退くことが決まった。

それから間髪を入れずに行動に出た。移動までに残された時間は少なかったが、せねばならないことは山ほどあった。荷物の整理、自動車の整備、当局に出向き立ち退き許可書を得ること等々である。木曜日にサンホセから帰り、3日後の日曜日に、両親、次兄、弟、Uの5人は、pontiacにトレラーをつけて日用品等を積んで出発した。出発当日の午前、教会に行き、多くの人に別れを告げる。こんなことがあっていいのであろうか、いや仕方がないのだ、そうだろうか、自問自答が続いた。本来ならば楽しいはずの家族での移動だが、無言の旅に終始する。何と急激で大きな変動がこの数日に起こったことか、悪夢のなかで時間が過ぎていった感じである。しかし、これが現実なのだ。何か忘れ物をしなかったか。持てる荷物は限られていたが、多くの楽しい思い出を持って出た。

目的地には火曜日の夜8時半頃着く、途中、車がパンクしたからである。

④その後の生活の一端

コロラドに着いてしばらくの後、父や兄弟は職探しをはじめた。自由は得たが、職探しはたいへんだった。それを支えたのは信仰と明日への希望であった。

Uは、その後、大学で勉学を続け、両親は次姉のもとに身を置く。他方、次兄と弟は徴兵に応じ、442部隊に配属され、こうして終戦を迎えるのであった。

以上、コミュニティの側からみた立ち退きへの取り組みと個人の側からの立ち退きに向かう姿勢を中心にみてきた。立ち退きの異常さの一端が伝わってくる。

2. ポストン Poston 収容所

ライフヒストリーを2例紹介する。一方では、父親の心中を察する子供の気持ちを、他方では、忠誠を巡る親族間の考えのズレを、それぞれ中心に触れている。それらを通して収容に関わる異常な状況、苦しさに向かう勇気の一端を垣間見たい。

1) Sからみた家族の動き³⁴⁾

(1) 父の苦しみを中心に

パール・ハーバー以降、様々な噂が飛び交うなか、家で大事に保管していた貴重な日本の雑誌や本、写真などを焼き、その灰を土中深く埋めた。焼かないで後のために埋めたものもある。そうした日々を送るなか、立ち退きはあるまいと思う反面、立ち退きの際に持参出来ないモノの処分についても考えねばならなかった。そのうち、日頃の汗の結晶であり、勤勉・頑張りの象徴としてのピアノなど数々の品物が、二束三文で仲買人に買い取られて行く、それは小動物に襲いかかるハゲタカの異様な光景に似ていた。ときには仲買人を追い返し、ときには彼らの目の前で貴重な皿やレコードを涙ながらに割る父の姿は、何をしにアメリカに来たのか、これまでここで何をしてきたのかと訴えているようで子供心にも痛々しかった。これまでの生活が否定されたように父は思ったに違いない。そうしたなか、立ち退きが確実になった段階で、父にはもう一つせねばならない決断があった。折角手に入れた土地をどうするかの問題である。不在の間、「土地をリースし、ケアしましょう」という古い友人の息子が現れ、その言葉を信じ、彼に託すことになる。

1942年5月22日、6人（両親、2人の兄、姉、S）は、各自が持てるだけの荷物を持って、家を出る。バスで最寄りの駅まで行き、そこから行き先も告げられず、ブラインドの下ろされた汽車に乗せられる。着いた先はポストンだった。その間、父は無言だった。しかし、次のように語っているように思えてならなかった。これまで曲がりなりにも家族を支え、守ってきたのに、これからはそれが叶わず、無念である、残念である、家族に濟まない、と。

われわれは、タール紙で覆われた軍隊のバラックの一室（20×24フィート）に入れられる、そこをロープと毛布などで両親、姉、3兄弟の3つに仕切る。父と長兄が、材木を拾ってきて家具らしきものを作る。父はcookの手伝いで月12ドルを得、医学生だった長兄は病院で助手として働き、16ドルを得る。額の大小等問題ではないことはみん

34) Sさんの兄弟によって作られた家の歴史書（REMEMBERED STORIES）およびSさんとの面談による。

な分かっていたが、兄はすまなそうだった。誰も何も言わなかった。

入所当初、学校は、教科書・教室に象徴されるように、設備・備品の不足でその維持が困難だった。教室として各ブロック内にあるレクレーション・ホールが利用されたが、時限ごとにその場所が異なり、そのたびに生徒は各自のイスを持って移動しなければならなかった。

3ヶ月後、長兄は教会の援助で、セントルイスの学校に向けて収容所を去る。1年後、姉も次兄も、ケンタッキー、シカゴにそれぞれ生活の場を見つけた。最後まで収容所にいたのは両親とSであった。寂しさと同時に、責任が強くのしかかってきた。

ときが経ち、収容所を出た3人は、教会関係者のツテでしばらくセントルイスへ、翌1946年春、カリフォルニア（以下、CAと略称）に戻って来る。しかし、農場仲間の古い友人の息子に預けておいた土地などは戻ってこなかった。彼の言葉を信じて父は土地を貸したつもりだったが、彼はこれを買ったものと処理し、1年後、高値で売却してしまっていたのである。結局、契約上、父は、友人の息子にまったくの底値で売っていたのであった。知らぬは父のみだった。人格を否定されたも同然と思った父のショックは大きかった。家族の誰もが、父にことの真相を確かめることはしなかった、出来ることではなかった。友人やその息子を非難できても、父を非難する気など誰もおこらなかつた。立ち直るのにかなりの時間を要したことは言うまでもない。父の精神的苦痛・屈辱は筆舌に尽くしがたいものがあつた。

(2) 収容所を出てからの過酷な生活

ところで、セントルイスやCAでの生活はどうだったのか、苦しかったとすればどのように過酷だったのか。これまで3人は、そのことについて家族の誰にも話そうとはしなかった、それだけ悲惨だったのであろう。語ることは、屈辱的である、プライドが許さない、人格が傷つく、そして何よりも同情されたくない、と思っているからであろう、兄や姉はこのように推測していた。しか

し、家の歴史を後世に残すことの大切さ、苦しかった時代を如何に乗り越えたか、何が苦しさに打ち勝たせたのか、これらを後の世代に伝えることの意義や大切さを力説する兄姉の前にSは、重い口を開いたのだった。両親が亡くなっているいまとなっては自分しか語れる人はいないからである。いまSの語る苦勞のひとつひとつを記述する余裕はない。

しかし、敢えていえばこうである。それは、耐えることでいまがある、ということに尽きる。父は最後までそばに残っていたSにも大学教育を受けさせるべく、親元を離れさせたのだった。周りの人は、父に、3人も息子さんがいるのだからひとりくらい戻ってきてもらえばいいのにと、よく言ったそうである。その度に父は答えるのだった。「子供には子供の人生がある、わたし以上に成りうる多くのチャンスをもつ子供の人生を奪いたくない」と。これが、自分が第3世代、第4世代に伝えたいことだ、とSはいう。

当時、多くの家では、誰かひとり両親の元に居て農業を継いでいるケースが見られた。しかし、戦後も60年以上を経過したいま、そういうケースは皆無に等しい。父が言っていた方向に世の中は向かっている。

2) Jに連なる家のライフヒストリー³⁵⁾

(1) 家族

父は1915年、13才の時広島を離れ、CAにやって来た。特別の事情のない限り日本には戻らず、仕事に励んだ。父は、2男3女の子供たちに自分が受けられなかった十分の教育を受けさせたい、しかもそれを米国においてではなく、日本で実現させたいと思っていた。それが仕事に精を出すバネになっていた。自分は日本に帰らなくとも、子供は自分の夢を果たしてくれる、米国に来たかがあるというものだ、こう考えて仕事一筋に突き進むのであつた。しかし、十分の資金を貯める前に戦争が勃発したのであつた。たいへん教育熱心だっただけに、父の落胆は相当なものだつた。日本に行く代わりに、収容所に行くことになる。1942年5月のことである。当時、父は40エーカー

35) Jさんによって一族のために作られた“THE YONEDA FAMILY”および、Jさんとの面談・メールでのやりとりによる。

ほどの土地をリースし、労働者としてラチノを雇っていた。

母はCA生まれだが、手続きを怠ったまま、家族と広島に戻って生活をしていたので、1926年、日本国籍者として米国に戻ってきた。米国籍を失っていたからである。

(2) 戦争の勃発

戦争が起きたとき、Jは7-12年生が通う学校の8年生だった。学校では日系人はほんの一握りで、白人とラチノが大部分だった。差別は表面的にはなかった。しかし、12月7日の戦争の勃発と共に差別は顕在化した。一例を挙げよう。Jは演劇のクラスで主導的な役割を担っていたが、真珠湾攻撃以降、その役割からおろされた。自分は皆から信頼されていると思っていたので、そのショックは大きかった。

やがて、FBIが、写真、本類、刀剣、装飾品などを探しに家に何度か来、そうした際に通訳をさせられたので、戦争の重大さが分かってきた。とりわけ、父は太平洋を見下ろす丘陵地に農産物用の貯蔵倉庫を持っており、そこに昼間集めておいた農産物を毎晩、市場に向けて運ぶのが日課であった。その際、明かりを点滅させることがよくあったが、FBIは、これを海岸に停泊している日本船への合図だと早合点し、厳しく問いつめてきた。そのたびにJは、節約のため、ただ単につけたり、消したりしているだけで、偶然に過ぎない、と通訳をしたものだった。こうしたことがキッカケで、自分で自分たちの身を守る術を学んでいった。

(3) 収容所生活

大部分の人は仮収容所経由で収容所に行ったが、Jたちは、1942年5月15日、汽車で直接アリゾナ州のPoston収容所に行く。そこはコロラド川に隣接した砂漠のなかにあり、Native Americanの土地を政府が没収して建てたものであった。来た時期が早かったため、建物は未完成であった。1つのバラックは4つに区切られ、その一つは20平方フィートだった。

日系人との出会いのほとんどなかったこれまでの生活から、日系人ばかりの収容所での生活への

環境の変化は、とまどうと同時に楽しいものだった。年齢、性、環境への適応能力の有無、収容に際しての心構え等によって収容所での生活の見方・感じ方は異なってくる。自分はいま環境に適応した部類の人間だ。本をよく読んだし、スポーツは日本の柔術、西洋の球技をすべてこなした。自己流で大工仕事もした。机、イス、キャビネット等の家具や部屋の間仕切りを、木ぎれを集めてよく作った。長子だったJはそれを義務と心得ていた。加えて、たくさんのパートタイムの仕事もこなし、経験を積んだ。機械関係の仕事、カモフラージュネットでの労働、スイカやカンタロープの収穫期には畑での作業、食堂での皿洗い、図書館の手伝い、氷運び等々である。これらは、仕事に対する報酬、おまけに農場での背中の痛む重労働からの解放という点で、楽しい時間だった。収容所での生活は、たいへん厳しい気候のことを除けば、十分に自分の時間があつた等決してマイナスばかりではなかった、といま振り返っておもう。

学校では、日本語の授業をとり、また、習字を学ぶなど日本文化に接することは出来たが、総じて興味が持てなかった。教師が悪かった、日系文化を理解していない先生が多かったからである。Jより年長の上級生のなかには、収容されることによって、それまでの生活や卒業以後のキャリアをひっくり返されてしまった人がかなりいた。学業を終えないで中途半端のままで収容された、就いていた良い仕事を諦めざるを得なかった、等々のためである。

(4) 忠誠登録審査

当時収容所には、J家族のほか、父の兄の家族、父の姉の家族も一緒にいた。Jはまだその年齢ではなかったので、忠誠登録を受けていないが、父は質問27(軍隊への参加)、質問28(米国への忠誠)にそれぞれYes、Yes(質問27、質問28の順、以下、同じ)と答えた。父の兄の家族について言えば、父の兄は、Yes、Yes、その息子はNo、Noと、それぞれ答え、父の姉の家族については、姉夫婦は日本に帰っていたが、残っていた3人の息子は、全員、No、Noと答えた。

父の兄の息子はサンタフェ Santa Fe の司法省

の camp に入れられたが、それは日本への送還を希望し、市民権放棄の申請をしたからである。しかし、送還されても、日本での生活経験のない彼が日本社会に適応することは困難だと判断した、同じ Santa Fe の camp に入れられていたイトコ——父の姉の3人の息子のひとり——が、彼を説得し、日本への帰還を断念させたのであった。後に、彼が、失った市民権を取り戻すのに多くの時間・金・エネルギーを費やしたことはいうまでもない。

父の姉の3人の息子のうち、残りの2人はビスマルク Bismarck の司法省の camp に入れられた。ここは、Santa Fe の camp ほど厳しくはなかったという。その後、彼らは3人とも、国籍を放棄し、親のいる日本に帰ったのである。

他方、マンザナールにいた婦米(1)のオジ(Jの母の兄)は志願して軍隊に入り、日本語の通訳の仕事に従事した。父方と母方とで正反対の行動パターンがとられたわけである。

質問項目に関して、親と息子、オジとオイ、義理の兄弟同士の間で、どんな意見の交換が交わされたのか、彼らの心の動きはどうであったのか、またJの母の心境はどうだったのか、こうした葛藤・緊張を巡る問題については聞き得ていない。残されたままである。こうした親族間での異様な状況は、この家族に特有の現象ではなく、大なり小なりどの家族・親族にも起こり得たこと、起こったことである。そうした異常な関係・齟齬は二度とひき起こされてはならない。

なお、父の兄の妻の弟は高名な映画監督であり、その妻は有名な女優である。

(5) 帰還後の生活と redress

1945年10月、収容所は閉じられ、家族全員はもとの家に戻る。父は白人のもとで小作を2-3年した後、J名義で土地を買う。Jは地域の学校に戻ったが、収容所でのカリキュラムが遅れていたため、他の生徒に追いつくのはたいへんだった。しかし、よく頑張り、皆と一緒に卒業。やがて工学、ビジネス、経営で修士、会計と教育でPhdをとる。1977年、日系人としてはじめて Sacramento

city college の学長に選ばれる。

Jは、redress の公聴会にも出席した。10分足らずの短い時間だったが、思いのたけを述べる事ができた。その要旨は、政府がしたことは間違っていた、人種を理由にそのようなことはなされるべきではない、一般大衆に反人種差別についての教育を与え、その理解を深めさせるべきである、反人種差別教育を促進するために基金を作るべきだ、である。教育行政に携わる者として日頃の思いを訴えたのである。傾聴に値する発言であった。

「いま振り返るとたいへんな状況だったと思うが、当時は考える余裕などあまりなかった」という語りのなかに異常さの本質が、ことの重大性が潜んでいるように思えてならない。そういうことを何度か経験したききとりであった。

3. トパーズ Topaz 収容所

ここでは、収容所での実生活の一端を、上から与えられた名ばかりの「自治」組織や「自治的」な新聞を通して考える。併せて、関西学院出身の婦米(1)グループのカール・アキヤ・イチローの活躍に焦点をあてる。

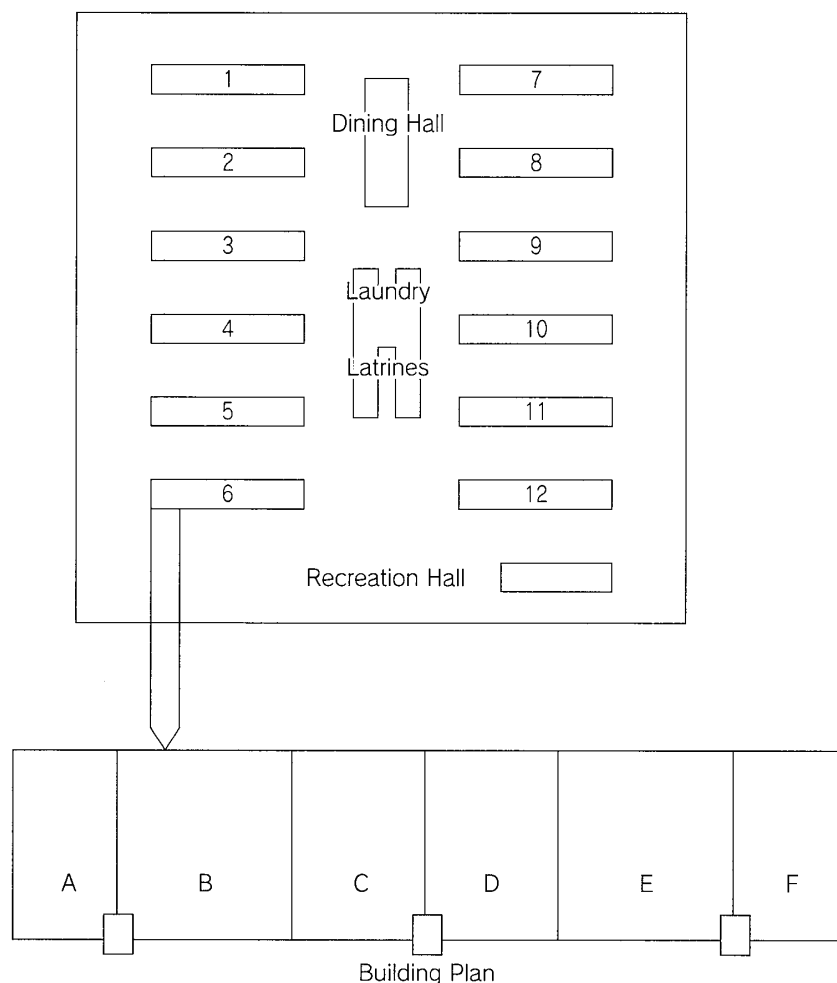
1) 生活構造——生活の大枠

(1) 部屋、バラック、ブロック

収容所内の居住空間はおおむね次のようであった。大きさの異なる部屋が用意され、20feet×24feetの約13坪の大部屋は5人から8人用に、20feet×16feetの約8.7坪の小部屋は4人以下の小家族用にそれぞれ供され、それら各部屋には天井灯1個、石油ストーブ1個、クロゼットのみが配置されていた。

このように異なるタイプの部屋が6つ集まって1棟の平屋建てバラックが出来上っていた。そして、東西に6棟ずつ、計12棟のバラックが集まってひとつのブロックが構成され、その中央には食堂、洗濯場、トイレ棟、そして東南隅にはレクリエーション・ホールがあった。それらは図2の通りである³⁶⁾。

36) 部屋の大きさ・建物の配置については、これはあくまでも標準であって若干のズレはあったと思われる。日系人



(出所) Topaz Time (1942/9/26, Pre-issue, No. 2), p. 2

[出典] 日系人強制収容所新聞「トパーズ・タイムズ」別巻、14頁

図2 トパーズ収容所の空間配置

このブロックに250-300人が居住、これが日常生活の基礎単位で、各ブロックにはブロック・マネージャーが一人、収容所長から任命され、当局からの情報の連絡・伝達の任に当たった。その任務とは、1) 箸、石けん、電球、雑巾などの品物が不足しないように気をつけること、2) グラウンドと建物の全般的な補修を指図すること、3) WRAの管理部の出す発表や規則に住民の注意を向けさせること、であった³⁷⁾。

(2) 市参事員会³⁸⁾

ブロックは、また、参事員会議員の選出単位でもあり、各ブロックには参事員会 (city council)

と呼ばれる立法組織があった。任期6ヶ月の参事員会議員のなかから選出された議長・副議長が中心となって、教育、保健、食糧、情報、労働、治安、法務、外交などの委員会を当局の管理下で組織し、これが行政を担当。他に、法規違反を審議する司法理事会と民事事件の仲裁をする仲裁委員会とから成る司法部があった。これらを規定しているトパーズ自治憲法によれば、選挙権は市民権の有無を問わず18歳以上の男女に、被選挙権は21歳以上の市民に、それぞれ与えられていた。もともと、2世にのみ与えられていた被選挙権は、その後曲折を経て、1世にも付与されるようになる。

強制収容所新聞「トパーズ・タイムズ」別巻、12-13頁、日本図書センター、1990年。

37) 参考文献 2)、30頁。

38) 日系人強制収容所新聞、前掲書、13頁。

なお、言い添えれば、トパーズ自治憲法は前文で「——居住民ノ安寧秩序ヲ保証シソノ福利増進ヲ図ルタメ茲ニ自治憲法ヲ制定ス」³⁹⁾と謳っているが、自治憲法・自治組織とは名ばかりで、参事員会は、収容所を効果的に運営するため WRA によって意図された組織で、当然のことながら政策も行政命令も参事員会に相談することなく決定されたのである。

2) トパーズ時報

(1) 記事にみる生活の一端

トパーズ時報の第1号は、1942年10月29日「当局の理解ある協力によりトパーズ在住一万市民の要望に応え」、「情報に対する必要・渴望を最大限満足させることを使命として」⁴⁰⁾発行された。しかし、常に当局の検閲を受け、ことあるごとにその意に沿うかたちで紙面は構成された。それは、上で述べた自治組織とは名ばかりの参事員会と同じであった。

トパーズ時報を一覧すると、時期によって精粗はあるが、そこには、①誕生・入学・結婚・葬儀等の人生儀礼に関する記事、②入営・帰還・追悼会等の軍隊関連記事、③俳句・短歌・囲碁・裁縫・浪花節・相撲・柔道等の生活拡充に関わる記事、④各種教会の行事・集会に関する記事、⑤生協等各種生活情報・住民集会に関する記事、⑥当局からの通達・外部からの時事的情報に関する記事、⑦論説・意見・読み物・講座等の内容、がみとれる⁴¹⁾。

ある者は、こうした記事を通して、あるいは記事が予告する行事への参加を通して、(イ)日系としてのエスニック・アイデンティティや価値観の保持・啓発に努めたであろうし、時には、(ロ)同胞の団結の維持・強化を痛感した者もいたであろう。逆に、(ハ)アメリカ社会への一層の順応・同化の必要性を読み取った向きもあったであろう。また、ある者はこうした記事を通して一方的

とはいえ、収容所外の出来事の一端に触れ、(ニ)外部社会とのコミュニケーションを楽しく感じたことであろう⁴²⁾。いずれであれ、こうした情報は、読み手に多様な思い・異なる読後感を与えたことは間違いなからう。そして、これが、一方で生活に潤いを与え、他方で、日常的な対立・葛藤を芽えさせたことも事実である。

前者に関して言えば、①美術・音楽・裁縫・生け花・手芸など日本文化に深く関わる習いごとを念頭においた教室、②ラジオ修理・英語・スピーチなどの日々の生活に役立つ実用的な智恵・知識に焦点をあてた教室、がそれぞれ成人教育プログラムの名のもとに開かれた⁴³⁾。これらは WRA の承認を得て成人教育部によって提供されたものである。フォーマルなこれらのプログラムに刺激を受けて、気の合ったもの同士によるインフォーマルな各種同好会も盛んであった。硯石・書道・生け花・和歌・俳句・川柳・演芸・謡曲・囲碁・将棋などのクラブはその一例である。これには1世や若い帰米2世が深く関心を示した。後者については項を改めよう。

(2) 米国研究講座

後者の対立・葛藤についても成人教育プログラムに沿って見てみよう。その責任者の一人に、年長の帰米(1)であるカール・アキヤ・イチローがいた。収容所内で日本や米国のことがいろいろともしっかりと語られているが、真実とはほど遠い内容のものが多い。その場限りの自分に都合の良いことばかりがひとり歩きしている。これは質さなければならない。日本や米国について良心的に事実を語る、あるいは紹介をする、そういう場を設けることが出来ないものか、アキヤは模索を続けた。それが、やがて、成人のための米国研究講座に発展していくのは時間の問題であった。こうして、「1世や帰米2世を対象とする日本語による米化講座」という風な構想が固まってくる⁴⁴⁾。

39) トパーズ時報、1942年12月10日号。これは日本語版である。

40) トパーズ時報、1942年10月29日号。なお、英語版のトパーズ・タイムズはかなり以前から発行されている。

41) 日系人強制収容所新聞、前掲書、小見出し記事総索引欄より。

42) 水野剛也『日系アメリカ人』春風社、2005年、196頁を参考にした。

43) 日系人強制収容所新聞、前掲書、15頁。

44) 関西学院、「クレセント」VOL 11, nos. 2、84頁、1987年。

上のトパーズ時報の記事内容に即していえば、⑦の論説・意見・読み物・講座等の内容に、(ハ)同化・順応機能を持たせようというわけである。

しかし、それを実現させるまでには超えねばならないハードルがいくつかあった。「日本語の教材はすべて英訳して提出すること」等当局とのたびたびの折衝がこれである。膠着状態に陥ったある時「婦米の米化教育を徹底するには日本語による成人教育講座の実現が緊急」と訴えた手紙をWRA長官に、そのコピーを、大統領をはじめ政府要人に送ったこともあった。これが功を奏したのかどうかはともかく、やがて、長官の収容所長への勧告・指示があり、日本語による成人教育講座は実現の運びとなったのである⁴⁵⁾。奇しくもリメンバー・パール・ハーバーの1年後の1942年12月7日であった。トパーズ時報11月24日号は「米国内研究、連続講座近く開設」と、成人教育講座の準備が整ったことを予告・発表している。それによると、その内容は次の通りである⁴⁶⁾。

月火木金午後7時半より 於第16食堂
通俗米国法律講話(法学士 両角 伝)
米国外交と国際情勢(外交協会員 池田豊耕)
月火木金午後7時半より 於第26食堂
ユタの地文人文物語(新聞記者 西村閑太史)
アメリカ歴史講話(文学士 沖ジェームス)

JACLや年長の婦米2世が、これに深く関心を示したことは言うまでもない。他方、周知徹底をはかるため、ポスターなどの掲示をおこなう過程で、予想されたことではあったが、こうした講座は反日感情を助長するとして反対するグループが現れた。アキヤが聴講の対象と考えていた1世や婦米(2)の国粋主義者たちであった。こうした対立は、その後も、講座がなされているその時間中にもしばしば持ち込まれた。とりわけ、日本の大本営発表をめぐるテーマや今次の大戦に関する時事解説になると、アキヤたちと1世や婦米(2)との意見の相違や対立は常に顕在化した。そのたびに、アキヤは、これらの講座の責任者として、

時には司会する立場から、時には発題者を補佐しながら、事実を知ること、民主主義の大切さを説いたのであった。

キリスト教への深い帰依と関西学院の学生時代に講演部(弁論部)で培った読書力・分析力・説得力とが相まって自信となり、責任者としての任務は肅々と果たされたのであった。以下、そのあたりを見ることにしよう。

3) カール・秋谷一郎と関西学院

(1) アキヤのライフヒストリー⁴⁷⁾

1909年、SFで生まれたカール・アキヤ・イチロー(秋谷一郎)は、1915年、日本で教育を受けるため大阪のオジのもとに預けられる。教育を、米国で受けさせるべきか、日本で受けさせるべきか、悩んだ末の父の決断であった。

小学校4年生頃のある日曜日、宣教師に出会い、歌を聴ける、お菓子をもらえることがキッカケで日曜学校に行くようになり、そのうち、神戸神港教会での礼拝にも関心を持つようになる。やがて中学生となり、アキヤは原田の森にあったベーツ院長の関西学院へ、1923年のことであった。旧制中学を終えて、その後、1927年専門部文学部英文科入学。1928、29年、夏休みを利用して一時帰国し、農場の仕事を体験をする。1931年、徴兵検査出頭通知書が届いたので、日本の市民権放棄を決意し、婦米。関西学院在籍中に後述するように多くの師に出会う。

婦米後、銀行に勤め、労働者を支援する運動・社会福祉活動に積極的に参加する傍ら、文筆活動にも精力的に取り組む。同人誌『NY文芸』に寄稿を続け、同誌第6号(1950年)から第11号までその責任者となる。また、関西学院同窓会のニューヨーク支部長をも務めた。1987年、平和と人権を守る活動で貢献をした人に贈られる「マーチン・ルーサー・キング・ジュニア記念生涯の業績賞」を受賞。2001年永眠。

45) 1942年11月23日、カール・アキヤの日記に記載の脚注より。

46) トパーズ時報、1942年11月24日号、およびカール・アキヤの日記より

47) カール・アキヤ著『自由の道 太平洋を超えて』、1-245頁、行路社、1996年、およびカール・アキヤの日記より。関西学院、前掲書VOL 11, nos. 2、78-87頁、1987年。

(2) 関西学院での生活⁴⁸⁾

アキヤの関学生生活を、次の3点に絞ってまとめておこう。第1はキリスト教であり、第2は師との出会い、そして第3は講演部での活動、である。

第1についてはこうである。中学部に入って洗礼を受けた彼の生活は、キリスト教中心に展開する。キリスト教を学び、聖書を研究するなかで社会を考え、社会生活の何たるかを会得し、諸々の経験を積んでいく。そうした日々を重ねるなか、社会に対するいろんな疑問が湧いてくる、矛盾に気づかされる。そのうちに、祈るだけで世の中は救われるのか、という大きな問いかけに対し、それだけでは世の中は救えないという答えを見だし、それが、彼をして社会事業や政治に対する強い関心を持たせるに至る。そしてこれに与って力のあったのが、多くの師との出会いである。

彼は多くの師に恵まれ、彼らから有形無形の影響を受けた。社会事業への関心は、賀川豊彦や神崎驥一の手伝いをするなかで、政治への関心は第1回普通選挙に打って出た河上丈太郎の選挙の応援を通して、それぞれ深められ、それらを通して彼は、行動することの大切さ、実践することの重要性を学び取っていく。関学内に「社会奉仕会」という組織を作って、学外に出向きいわゆる奉仕活動に従事したこと、関東大震災時には率先して救援活動に参加したこと等は、その一例と言えよう。また、思想的には左翼思想への理解を示してくれた内村順也からはデモクラシーの何たるかを教わり、軍国主義・帝国主義・ファシズムの危なさを学びとって行く。軍事教練に反対をしたのは、こうした考え方のもとにおいてであった。『君はアメリカへ帰りなさい』との恩師の一言は、徴兵検査を前にして帰米を決断する際の決め手となるアドバイスであった。

第3の講演部についてはこうである。彼は、河上丈太郎が顧問をしていた講演部に入り、関西の大学や専門学校と協同して多様な学術講演会を開き、弁論を競い合った。生活の基本は文学にある、との考えを実践していた彼は、常に読書に励

み、知識を吸収し、得たことを自分の言葉に翻訳する楽しさ・難しさを経験し、その過程で論理の展開の仕方を学び取って行くのであった。学術講演や政談講演には「自信があった」所以がここにある。こうした豊かな才能が開花していく場が講演部であった、といえよう。

アキヤは単に信仰に生きた、左翼思想の行動派と言うだけではない。努力家であると同時に、指導者としての力量を備えた多才な士でもあった、といえよう。

(3) 収容所での行動

関西学院時代に培われた聖書研究(思索)、弁論術(表現能力)、奉仕活動(行動)が相互に作用しあうなかでアキヤの生き方は形づくられていった。つまり、収容所では、キリスト教への深い信仰に裏打ちされ、しっかりした信念のもとで芽生え・熟成された、考えや構想が、やがて多くの賛同を得、持ち前の行動力で組織化され、実践に移されるのであった。それが、先に述べた成人教育プログラムの米国研究講座を成功に導き、また、触れることはしないが志願兵として軍の情報局の任務につかせ、さらには、帰米組織の役員として行動させた、といえよう。そしてこうした行動の延長上に、栄誉ある「マーチン・ルーサー・キング・ジュニア記念生涯の業績賞」の受賞は、位置づけられよう。

収容所生活の一端をアキヤが立ち上げた米国研究講座を中心にみてきた。これが緊張・対立を顕在化させたことも事実である。狭い空間内での共同生活のむつかしさ、異様さの表われといえよう。もっとも、アキヤの巧みなカジトリでことが大きくならなかったことを、ここでは、強調しておきたい。

V 終わりに

以上、文献調査やフィールド調査を通して得られた諸資料・データをもとに、強制立ち退き・収

48) カール・アキヤ著同前書、46-140頁。

関西学院、前掲書、VOL 11, nos. 278-87頁、1987年。

関西学院「資料室だより」、10-13頁、No. 6 1988年。

容に関する実態をみてきた。何がどういう風に異常であったのか、悲惨であったのかについては、ある者は法や人権・市民権・生存権などが蹂躪（無視）されたことを、ある者は強いられた日々の生活における諸々の状態や条件の過酷さを、ある者は対人関係の醜さ・厳しさ——当局との対立に加えて同胞内部での日常茶飯事的な衝突・葛藤——を、それぞれ強調した。それら強調点の内容や度合いは、当事者のそれまでの生活状況、世界観・人生観によって異なってくることは言うまでもない。そして、それらはすべて、異常時における為政者の場当たりの政策立案によっても倍加されたと考える。

この強制立ち退き・収容という奥行き深い・広範囲にわたる事象を把握するには、ひとつひとつ諸資料を発掘・収集・検討して考察・分析を積み重ねていく地味な作業しかない。本稿は、こうした考えのもと、いわゆるモザイクの寄せ木細工のひとつとして出来上がったものである。これは、先の共同研究の実態編という性格をもつ。しかし、これは、強制立ち退き・収容という事象全体からみるとほんの氷山の一角に過ぎず、ある視点や前提のもとでのこの事象に関するひとつの実態分析に他ならない。この事象は、あまりにも多様性に富み、「これが収容所だ」という風にその全貌を把握することは、困難を極めるからである。

以下、次の2点について述べておきたい。第1は、ある視点・前提のもとでの実態分析であったということに関して、第2は、実態の多様性・全貌把握の困難性に関して、である。

第1の実態分析の視点・前提に関して、まず、視点についていえば、われわれは、立ち退き・収容政策に、軍事的必要性のためならば応じるしかない、お国のためならば「シカタガナイ」と肅々と従った人の側に立って論じてきた、ということである。逆に言うと、立ち退き・強制収容の命令や夜間外出禁止令に故意に違反して逮捕され、特定の人種（日系人）を対象に実行されたこうした立ち退き・収容政策に対し、これは憲法違反では

ないかと裁判に訴え、司法の判断を求めた人、あるいは、その後の選択徴兵制度を巡って市民権を放棄した人、徴兵忌避を試みた人の側に立った分析・考察はなされていない、ということである⁴⁹⁾。こうした抵抗の視点からの実態分析が必要なことは多言を要しない。これらの人たちこそが、民主主義の根幹に関わる諸々の問題提起をしている、と思うからである。しかし、両視点を取り入れることはかなりの紙幅を要し、加えて議論をあまりにも複雑化させてしまうので、今回は省略した。しかし、この後者を全く考察の対象外においていたかと言えばそうではない。指摘した程度だが、各所で起こった暴動やエレインの日記を、これら両当事者同士の大きな緊張の一コマとして言及している。前者の視点に立つと、後者は悪者になろう。しかし、ことはそれほど単純なことではない。いまは、両者のその後の対立には根深いものがあつたことを指摘するに留めておきたい。

後者の前提についてはこうである。われわれは、直接聞いたり、入手出来たさまざまなドキュメント類（手紙や日記類などの個人的な記録、自伝や伝記、会議の議事録などの公的な記録）をもとに強制立ち退き・収容における状況の把握につとめてきた。それらが当時の生活世界を理解する恰好の資料であると思うからであり、それらのなかにひとつの社会的事実がありのままに表現されている、と考えるからである。

しかし、直接聞く話であれ、市販・私版を問わず印刷されている記録類であれ、得られる資料に関して、次のような意見や批判や考え方があることは承知している。60年以上も前のことであるので、語られたり・記録に残されている内容に記憶違いがないか、事実を曲げたり・伏せたりしている内容はないか、また、その延長上のこととしてこれまでに語られてきた多くの意見や考え——メインナラティブ——を、意識的・無意識的に取り入れてはいないか、等々がこれである。われわれは、こうした考えには与せず、留保をつけることなく得られた語りや記録類をひとつの「事実」と

49) これらに焦点をあてた大部な労作が相次いで最近出版された。

森田幸夫『アメリカ日系二世の徴兵忌避』彩硫社、2007年。

村川庸子『境界線上の市民権』、お茶の水書房、2007年。

して受け入れた。たとえわれわれが不審に思うことがあったとして納得の行く合理的判断を下す基準をわれわれは持ち合わせていないからである。人は異常時には正常時とは異なる発想や矛盾に満ちた行動をすることがあるのは事実だし、また、正常時にいるいま、われわれが異常時のむかしを想定し、ある判断をすることは不可能に近いからである。われわれはメインナラティブに近いものを避けたということはない。かといって奇を衒って、これまでになかったような内容にのみに関心を持ったわけでもない。語られている「事実」に向かっただけである。語られたことを、文字に記されていることを、感謝をして受け入れた、ということである。

次に第2の論点、強制立ち退き・収容に関する事象の多様性の問題に進もう。これは、いま述べた資料の問題とも関わってくる。ビル・ホソカワの著書『120%の忠誠』の冒頭部分に黒澤明監督の映画「羅生門」のあらすじを次のように紹介した一節がある⁵⁰⁾。「ひとりの日本の貴族とその妻が森を旅しているとき、盗賊に襲われて妻は暴行される。その直後、通りかかった木こりが貴族の遺体を発見する」。これが物語の核心だが、やがて、細かい部分で一致しない点が出てくる。

盗賊は捕らえられるとすぐに、貴族を縛りあげてから妻を犯したと白状し、続けて言う。「立ち去ろうとする時、女が呼び止め、自分の名誉にかけて、夫とたたかってほしいと言った。そこで決闘し、貴族を殺した」と。／妻の話はこうだった。「暴行されたあと、夫になじられたので、怒り狂って、夫を殺した」と。／死んだ貴族は霊媒を通して別の話をする。「暴行したあと盗賊は、女と一緒に逃げようと頼んだ。彼女は、それには夫を殺してからにしてほしいと主張した。盗賊はこれを拒み、ひとり去って行く。自分はこの成り行きに屈辱を感じ、短剣自殺をしたのだ」と。／木こりは、はじめ、貴族の遺体を発見しただけだと言ったが、のちに次のように言いかえた。「自分は暴行の一部始終を目撃し、盗賊が女と一緒に行こうというのを聞いた。女は決心がつかず、男たちに決闘するようにせがんだので、盗賊は貴族

を殺した。それから女はひとりで逃げた」と。

登場人物の話は食い違っている。偽りのない真実を語ったものはいたのであろうか。誰が真実のみを語ったのであろうか。これらの話から、次のようなことをわれわれは感じとることが出来るよう：人間は現実を見きわめられないので、必ずしも偽りのない事実を語れるとは限らない。状況や自身への評価に合うように自分自身も偽らねばならないという必要から、人の見解は色づけされてしまう。人はそれぞれ自分の現実を創作している。ある人にとっての事実は、別の人にとっては必ずしも事実ではないかもしれない等々⁵¹⁾。これは、社会的事実とは何であるか、社会的事実はどう理解・分析されるのか、を問うている。と同時に、これは、上で触れた資料の真偽とも関連してこよう。しかし先に述べたようにわれわれは、資料の真偽はこれを問題としない、事実として受け入れるという立場に立っているので、この話しを多様な社会的事実の認識・意味づけされた世界の問題としてのみ考える。

われわれは、資料や語りを全面的に受け入れている。これは、いくつもの「社会的事実」があり、いくつもの実態があり、そのどれもが事実の一面を語っている、正しい、間違っているという次元の問題ではない、ということの意味する。それが、強制立ち退き・収容という事象の多様性をもたらしている。その全貌が把握し難い所以である。そして、ここにこの事象の本質がある、と考える。もちろん、この社会的事実を統合する作業や、それをある基準に沿っていくつかの類型に分ける努力がなされなければならないことは言うまでもない。ライフヒストリーを読むつけ、そう思う。

時間的に長期に亘って、個人的にも集団的にも精神的・肉体的苦痛を与え、社会的には民主主義の根幹を揺るがし、憲法のあり方を問うた強制立ち退き・収容という事象は、いま、これまで以上に学際的な総合共同研究をおこなうときである、と思えてならない。この実態を学ぶにつけ、文献を読み解くにつけ、そしてヒアリングを続けるにつけ、こうした思いを強くするものである。

50) 参考文献 4)、1-2頁。

51) 参考文献 4)、2頁。

事実の掘り起こしとともに総合的な共同研究の一層の推進が期待される。

参考文献

- 1) 民間人戦時転住と抑留に関する委員会編読売新聞社外報部訳編『拒否された個人の正義』三省堂、1983.
- 2) デイロン・S・マイヤー著森田幸夫訳『屈辱の季節』新泉社、1978.
- 3) 島田法子『日系アメリカ人の太平洋戦争』リーベル出版、1995.
- 4) ビル・ホンカワ著猿谷要監修、飯野正子・今井輝子・篠田左多江訳『120%の忠誠』有斐閣、1984.

謝 辞

Fujimoto さん、Sato さん、Kawata さんそして Hoshiyama さんに改めてお礼を申し上げます。

An Aspect on the Realities Concerning Japanese-American Internment

ABSTRACT

In a recent paper I have considered and analyzed the overall course of Japanese-American internment in the United States during World War II. In that consideration and analysis I discussed the reasons for and significance of taking up this matter more than 60 years after the conclusion of the war. What were the background factors and mechanisms that led to the internment, and what has been and needs to be done in order to prevent a re-occurrence of such a tragic situation in future? In previous work, due to a limitation in the number of pages that could be devoted to the subject matter, the concrete process of political procedures, and the realities of the people who were most affected were not adequately disclosed. The purpose of this paper is, therefore, to focus on minute actualities of Japanese-American people's internment, using "facts" discovered and uncovered in various written materials, as well as verbal evidence obtained through field research.

The present paper consists of three sections. The first section focuses on the political procedures of authorities that led to the internment. The second section covers the reactions and responses of the Japanese-American society in the United States toward such procedures. The concluding third section will foreground the realities of those people who actually experienced internment. In this final section I will present and analyze the physical and mental burdens that were cast on the people who actually experienced internment due to the anomalous course of action resulting from the ad-hoc policy of authorities in America at that time.

Key Words: Japanese-American, Internment, Life History, JACL, Kibei, Field Survey